

府政経シ第 401 号
総行地第 92 号
令和 3 年 6 月 21 日

各都道府県 PFI 担当部長 殿
各都道府県市区町村担当部長 殿
各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）（公印省略）
総務省大臣官房地域力創造審議官（公印省略）

PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）

平素より PPP/PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国及び地方公共団体において、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要となっております。

標記につきましては、これまで「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）（平成 27 年 12 月 17 日府政経シ第 886 号総行地第 154 号）等を発出し、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 17 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、国及び人口 20 万人以上の地方公共団体等において、優先的検討規程を定め、的確に運用することを助言してきたところです。

今般、地方公共団体における PPP/PFI の更なる導入促進を図るべく、令和 3 年 6 月 18 日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（以下「指針」という。）が改定され、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められる地方公共団体を、人口 20 万人以上の団体から人口 10 万人以上の団体とすることとされました。（別添 1 参照）

つきましては、人口 20 万人以上で優先的検討規程を未策定の団体については、早急な策定をお願いいたします。

また、人口 10 万人以上 20 万人未満の団体については、指針を踏まえ、令和 5 年度末までに優先的検討規程を定めていただきますようお願いいたします。

さらに、人口 10 万人未満の地方公共団体におかれましても、必要に応じて同様の取組を行っていただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知の趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、人口 20 万人未満の地方公共団体における優先的検討規程の策定・運用に際し、参考となるよう「小規模自治体向け優先的検討規程の運用定着のポイントと参考事例」（別添 2）について、内閣府でとりまとめた資料を添付いたしますので、ご参照ください。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

〈参考手引き〉

優先的検討規程の策定及び運用にあたっては、参考となる手引きを内閣府ホームページ上に掲載しておりますのでご活用ください。

（今後、人口規模等に応じた手引きの改定を行う予定です。）

https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html

- ・「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」
- ・「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」